

「広告入り地図案内板」 有料広告のご案内

広告入り地図案内板（シティナビタ）

「広告入り地図案内板」（シティナビタ）は、表示灯株式会社東京支社との協定に基づき設置している広告媒体になります。
来庁者の利便性向上のため、市内全域及び本庁舎周辺の大縮尺の地図を掲示しており、地図の周辺に広告枠を設けていますので、事業者の皆様のご広告を掲載しておりますので、広告掲載希望をお待ちしております。

概要



1階情報コーナー画像

「広告入り地図案内板」 （シティナビタ）

◆設置場所

那珂市役所内2か所に設置

- ・ 那珂市役所本庁舎1階情報コーナー
- ・ 那珂市役所本庁舎1階正面玄関

広告掲載の
お申し込み先

表示灯株式会社東京支社
住所：東京都港区南青山5丁目12-22
電話：03-3797-4811(代表)
ホームページ：<http://www.hyojito.co.jp/>

お申し込み方法

◆お申し込み方法

「広告入り地図案内板」（シティナビタ）は、表示灯株式会社東京支社との協定に基づき設置している広告媒体になりますので、お申し込みは、直接「表示灯株式会社東京支社」にお問い合わせください。

表示灯株式会社東京支社

住所：東京都港区南青山5丁目12-22

電話：03-3797-4811(代表)

ホームページ：<http://www.hyojito.co.jp/>

要項（抜粋）

◆お申し込みができる者

市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (3) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (7) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (8) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

◆掲載できる広告の要件

次のいずれにも該当しないもの

- (1) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (2) 個人の宣伝に係る広告
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (4) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (6) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

◆掲載基準

上記の「掲載できる広告の要件」に規定するもののほか、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

有料広告全般の
お問い合わせ

那珂市総務部総務課 行財政改革推進室

〒311-0192 那珂市福田1819-5

電話 029-298-1111（内線573）

メール gyoukaku@city.naka.lg.jp